

資料

山梨県強靱化計画(案)の策定について

1 強靱化計画とは

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための計画

○計画策定の基本的な方針

- ・施策の重点化 人口減少等による県民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮
- ・ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- ・平時にも有効に活用できる工夫

○強靱化計画の位置付け

- ・県土強靱化の観点から、他の様々な分野の計画等の指針

2 経緯

○平成25年12月 国土強靱化基本法成立・国土強靱化政策大綱策定

○平成26年 6月 国土強靱化基本計画閣議決定

本県が、国の「国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体」に選定される。

3 強靱化計画策定のための組織

○山梨県強靱化計画有識者会議

強靱化計画を策定するにあたり、様々な分野の有識者から幅広い意見を伺うための組織

○山梨県強靱化計画策定プロジェクトチーム

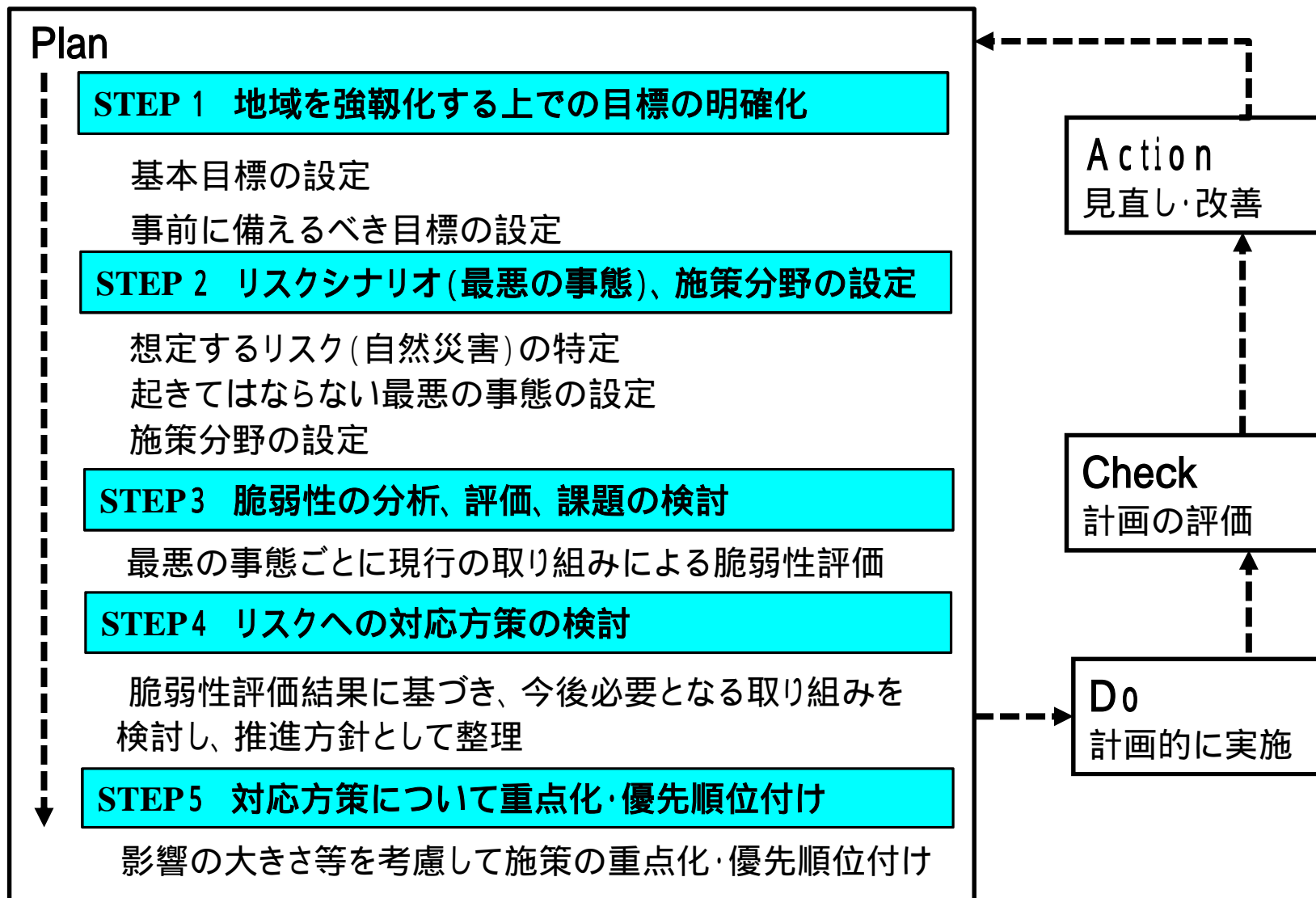
知事政策局次長をリーダーとする強靱化計画策定のための庁内組織

4 計画期間

○平成27年度から平成31年度までの5年間

強靱化計画の基本的な進め方

(PDCAサイクルを繰り返して計画を推進)



STEP 1

基本目標の設定

人命の保護が最大限図られること

県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

STEP 1

事前に備えるべき目標の設定

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
制御不能な二次災害を発生させない

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

STEP 2

想定するリスク(自然災害)の特定

自然災害(案)	特定理由
地震 (南海トラフ巨大地震、首都直下地震等)	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震(うち、東海地震): 発生の切迫性が指摘されており、県内ほぼ全域の25市町村が防災対策推進地域であること。 防災対策推進地域 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域(震度6弱以上の地域) ・首都直下地震: 発生の切迫性が指摘されており、東部を中心とした14市町村が緊急対策区域であること。 緊急対策区域 首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域 ・活断層による地震(釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川-静岡構造線地震)発生した場合本県に及ぼす影響が大きいと予想される活断層地震
富士山火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ・噴石、火砕流・火災サージ、溶岩流、融雪型火災泥流の影響範囲が、富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町とされており、また、降灰後の降雨による土石流が予想される降灰後危険予想範囲市町村には、甲府市など8市町村が含まれること。また、降灰については本県のみならず、静岡県及び首都圏にも影響があること。
豪雨・豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害については、本県は周囲を3千メートル級の峰々に囲まれ、急峻な地形を有しており、豪雨による土砂災害等により大きな被害が生じやすいこと。また、豪雨 地震、地震 豪雨 又は、豪雨 地震 富士山火山噴火、地震 富士山噴火 豪雨と続く複合災害の発生を想定する必要があること。 ・豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、物流ルートが寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、本県の脆弱性を痛感したこと。

南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域 25市町村

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町

首都直下地震の緊急対策区域 14市町村

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村

STEP 2

起きてはならない最悪の事態の設定

別紙のとおり

STEP 2

施策分野の設定

**個別施策分野
(案)**

行政機能 / 警察・消防分野

住宅・都市分野

保健医療・福祉分野

産業分野 (産業構造・金融・エネルギー)

情報通信分野

交通・物流分野

農林水産分野

国土保全分野 (国土保全・環境・土地利用(国土利用))

**横断的分野
(案)**

リスクコミュニケーション分野

老朽化対策分野

研究開発分野

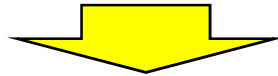
STEP 3

脆弱性評価の実施について

1 取り組みの整理

(資料3参照)

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現在、県が実施している取り組みをマトリクスで整理 (縦軸:最悪の事態 横軸:施策分野)



2 現状の評価・分析

- 実施している取り組みの進捗状況等を整理し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、その取り組みだけで十分かを評価・分析
(進捗状況を把握するため、業績指標を活用することが望ましい)
- 不足する場合には、必要な取り組み等を検討



3 脆弱性評価のまとめ

- 「起きてはならない最悪の事態」、「施策分野」ごとに取りまとめ

強靱化計画の取りまとめイメージ（脆弱性評価のマトリクス）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野			現在の施策の評価・分析	推進方針
			行政機能	住宅・都市		
1 人命の保護が最大限図られること 2..... 3..... 4.....	1 大規模自然災害が発生した..... 2.....	1-1 市街地での.....		取り組み		「最悪の事態」を回避するため、その取り組みだけで十分かを評価	今後必要となる取り組みを検討し、推進方針として事態ごとに整理
		1-2 公共施設.....	取り組み		取り組み		
		1-3		取り組み			
		2-1	取り組み				
個別施策分野の評価			現在の取り組みの評価を施策分野ごとに整理				
個別施策分野の推進方針			「最悪の事態」を回避するための取り組みを施策分野ごとに整理				

横断分野	リスクコミュニケーション分野	
	老朽化対策分野	評価及び推進方針を横断的に整理
	研究開発分野	